

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和3年12月6日締結版	旧 令和2年12月24日改訂版
1	実施契約書（案）	2	第8条(3)	運営権者の定款に、会社法第326条第2項に規定する取締役会、会計監査人及び監査等委員会を設置する規定があること	運営権者の定款に、会社法第326条第2項に規定する取締役会、 監査役及び 会計監査人 を設置する規定、会社法第2条第11号の2に定める 監査等委員会を設置する規定 又は会社法第2条第12号に定める指名委員会等を設置する規定のいずれかの規定があること。
2	実施契約書（案）	3	第8条第2項	運営権者は、本事業開始日において、①県に対して運営権者の資本金と資本準備金の合計額が8億円以上であること及び②提案書類において本事業開始日時点における運営権者の表明保証事項として提案した事項を充足していることを表明し、保証するものとする。	運営権者は、本事業開始日において、①県に対して運営権者の資本金と資本準備金の合計額が●円以上であること及び②提案書類において本事業開始日時点における運営権者の表明保証事項として提案した事項を充足していることを表明し、保証するものとする。
3	実施契約書（案）	10	第24条第5項	第1項及び前項の定めにかかわらず、運営権者は、運営権者が実施義務を負う任意事業として提案書類に記載した事業（①浄水発生土のグラウンド用土壌材としての有価利用、②藻類培養とバイオマス燃料の産出、③デマンドレスポンス契約、④太陽光発電の場内利用及び⑤小水力発電の場内利用に係る事業をいい、以下本項において「義務的任意事業」という。）について、提案書類に基づき実施する義務を負うものとし、また、義務的任意事業の内容を変更し、又は義務的任意事業を休止若しくは廃止する場合には、県の事前の承認を得るものとする。	-
4	実施契約書（案）	34	第74条第2項(5)	運営権者の定款に、会社法第326条第2項に規定する取締役会、会計監査人及び監査等委員会を設置する規定があること。	運営権者の定款に、会社法第326条第2項に規定する取締役会、 監査役及び 会計監査人 を設置する規定、会社法第2条第11号の2に定める 監査等委員会を設置する規定 又は会社法第2条第12号に定める指名委員会等を設置する規定のいずれかの規定があること。
5	実施契約書（案）	37	第80条第2項	県は、水道用水供給事業及び工業用水道事業に係る運営権設定対象施設に関して運営権者が行った改築業務の対象となる施設（ただし、完工している施設に限る。）について、当該業務に関して運営権者が支払った費用相当額のうち、帳簿原価から本事業期間終了時までに行うこととなる減価償却累計額（ただし、減価償却の計算については、償却資産の種類を問わず、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第15条に規定する定額法（ただし、同条第3項については、「償却資産である有形固定資産で、その帳簿価額が帳簿原価の百分の五に相当する金額に達したものが、なお事業の用に供されている場合においては、第一項の規定にかかわらず、当該有形固定資産について、その帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度において、その帳簿価額が一円に達するまで減価償却を行うこととする。」と読み替えた上でこれを準用するものとする。）により行うこととする。）を控除した金額に相当する金銭を、運営権者に対して支払うものとする（以下本条及び第82条において、当該支払額を「本事業期間終了時の残存価値」という。）。	[本事業期間が終了した場合、]県は、[前項の規定により引渡しを受けた]水道用水供給事業及び工業用水道事業に係る運営権設定対象施設に関して運営権者が行った改築業務の対象となる施設（ただし、完工している施設に限る。）について、当該業務に関して運営権者が支払った費用相当額のうち、帳簿原価から[本事業期間終了時までにおいて行った減価償却累計額/本事業期間終了時までに行うこととなる減価償却累計額]（ただし、減価償却の計算については、償却資産の種類を問わず、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第15条に規定する定額法（ただし、同条第3項については、「償却資産である有形固定資産で、その帳簿価額が帳簿原価の百分の五に相当する金額に達したものが、なお事業の用に供されている場合においては、第一項の規定にかかわらず、当該有形固定資産について、その帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度において、その帳簿価額が一円に達するまで減価償却を行うこととする。」と読み替えた上でこれを準用するものとする。）により行うこととする。）を控除した金額に相当する金銭を、運営権者に対して支払うものとする（以下本条及び第82条において、当該支払額を「本事業期間終了時の残存価値」という。）。[本事業期間終了時の残存価値について、本事業期間中の支払とする提案がなされた場合、上記[]内の文言で、選択式で記載しているものについては後者の文言を規定し、それ以外のものについては[]内の文言を削除する。]

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和3年12月6日締結版	旧 令和2年12月24日改訂版
6	実施契約書（案）	38	第80条第5項	第2項の規定による本事業期間終了時の残存価値の支払は、運営権者が行った改築業務の対象となる施設ごとに、第43条第5項の規定による引渡しの実施日が属する事業年度の翌事業年度の末日（ただし、当該日が本事業終了日以降となる場合には、本事業終了日の1年後の応当日）までに、運営権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により、行うものとする。この場合、本事業期間終了時の残存価値の算定は、本事業期間終了時の残存価値の支払日における本事業期間の末日を「本事業期間終了時」とみなして行うものとする。	【本事業期間終了時の残存価値について、本事業期間中の支払とする提案がなされない場合、以下に掲げる第5項を規定する。】 [第2項の規定による本事業期間終了時の残存価値の支払及び第3項の規定により資産の買取りが行われる場合の買取対価の支払は、本事業終了日から1年を経過した日以降速やかに（運営権者が自らの負担する契約不適合に関する責任の履行を担保するために合理的な保全措置が採られていることを示して県又は県の指定する者に対して当該支払を求めた場合において、当該支払を行う者がこれを適切と認めた場合には、本事業終了日から速やかに）運営権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により、行うものとする。ただし、当該支払日の到来より前に、県又は県の指定する者が第83条に定める契約不適合に関する責任に基づき損害賠償請求を行った場合、県又は県の指定する者は、当該支払に係る債務と当該損害賠償請求に係る債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、県又は県の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求に係る債権が弁済されるまでの間、当該支払を拒むことができる。] 【本事業期間終了時の残存価値について、本事業期間中の支払とする提案がなされた場合、以下に掲げる第5項乃至第7項を規定する。】 第2項の規定による本事業期間終了時の残存価値の支払は、運営権者が行った改築業務の対象となる施設ごとに、第43条第5項の規定による引渡しの実施日が属する事業年度の翌事業年度の末日（ただし、当該日が本事業終了日以降となる場合には、本事業終了日の1年後の応当日）までに、運営権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により、行うものとする。この場合、本事業期間終了時の残存価値の算定は、本事業期間終了時の残存価値の支払日における本事業期間の末日を「本事業期間終了時」とみなして行うものとする。
7	実施契約書（案）	39	第82条	運営権者は、第80条第1項に規定する運営権設定対象施設の引渡しの時点においても要求水準書に定める項目を満たさない事項が存在する場合には、第80条第1項第二文に規定する措置に加えて、県に対し、要求水準を充足させるために必要となる費用等を支払うものとする。ただし、県が認めた場合には、第80条第3項の規定による支払額及び同条第5項の規定により県が運営権者に対して支払う本事業期間終了時の残存価値（ただし、第43条第5項の規定による引渡しの実施日が属する事業年度の翌事業年度の末日が本事業終了日以降となる場合に限り。）から控除する方法により支払うことができる。	運営権者は、第80条第1項に規定する運営権設定対象施設の引渡しの時点においても要求水準書に定める項目を満たさない事項が存在する場合には、第80条第1項第二文に規定する措置に加えて、県に対し、要求水準を充足させるために必要となる費用等を支払うものとする。[ただし、県が認めた場合には、第80条第2項の規定により県が運営権者に対して支払う本事業期間終了時の残存価値及び同条第3項の規定による支払額から控除する方法により支払うことができる。]ただし、県が認めた場合には、第80条第3項の規定による支払額及び同条第5項の規定により県が運営権者に対して支払う本事業期間終了時の残存価値（ただし、第43条第5項の規定による引渡しの実施日が属する事業年度の翌事業年度の末日が本事業終了日以降となる場合に限り。）から控除する方法により支払うことができる。][【]内の文言のうち、本事業期間終了時の残存価値について、本事業期間中の支払とする提案がなされない場合は前者の文言を、当該提案がなされた場合は後者の文言を規定する。】
8	実施契約書（案）	43	第94条第1項 柱書	本事業開始日以後に、第84条から第92条までの規定により本契約の全部又は一部が解除され、又は終了した場合、第79条から第83条までの規定（ただし、第80条第5項及び第6項の規定を除く。）につき、「本事業終了日」を「本契約の全部又は一部の解除又は終了日」に適宜読み替えて適用する。ただし、以下の各号に記載されている規定については、各号の定めに従う。	本事業開始日以後に、第84条から第92条までの規定により本契約の全部又は一部が解除され、又は終了した場合、第79条から第83条までの規定[（ただし、第80条第5項及び第6項の規定を除く。）]につき、「本事業終了日」を「本契約の全部又は一部の解除又は終了日」に適宜読み替えて適用する。ただし、以下の各号に記載されている規定については、各号の定めに従う。 【本事業期間終了時の残存価値について、本事業期間中の支払の提案がなされた場合、上記[]内の文言を規定する。】
9	実施契約書（案）	44	第94条第3項	前項の規定により県が出来形部分を引き受ける場合（流域下水道事業における改築業務の出来形部分を引き受ける場合を含む。）、県は、当該出来形部分の価格相当額から当該出来形部分に係る改築業務に関し県が支払済の費用（もしあれば。）を減じた額を運営権者に支払うものとする。この場合、第1項によって読み替える第80条第7項の定めを適用する。	前項の規定により県が出来形部分を引き受ける場合（流域下水道事業における改築業務の出来形部分を引き受ける場合を含む。）、県は、当該出来形部分の価格相当額から当該出来形部分に係る改築業務に関し県が支払済の費用（もしあれば。）を減じた額を運営権者に支払うものとする。この場合、第1項によって読み替える第80条[第5項／第7項]の定めを適用する。 【]内の文言のうち、本事業期間終了時の残存価値について、本事業期間中の支払とする提案がなされない場合は前者の文言を、当該提案がなされた場合は後者の文言を規定する。】

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和3年12月6日締結版	旧 令和2年12月24日改訂版
10	実施契約書（案）	44	第94条第6項	本契約の全部又は一部の解除又は終了日までに第80条第5項の規定による県の支払が完了した施設に係る本事業期間終了時の残存価値の支払は、当該県による支払済みの金額と、本契約の全部又は一部の解除又は終了日における当該施設の本事業期間終了時の残存価値相当額との差額を、第1項によって読み替える第80条第7項に規定する期限までに運営権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により、行うものとする。	【本事業期間終了時の残存価値について、本事業期間中の支払とする提案がなされた場合、以下に掲げる第6項を規定する。】 本契約の全部又は一部の解除又は終了日までに第80条第5項の規定による県の支払が完了した施設に係る本事業期間終了時の残存価値の支払は、当該県による支払済みの金額と、本契約の全部又は一部の解除又は終了日における当該施設の本事業期間終了時の残存価値相当額との差額を、第1項によって読み替える第80条第7項に規定する期限までに運営権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により、行うものとする。
11	実施契約書（案）	48	第106条第1項柱書	県は、本事業等の実施に関し、以下に定める事項について中立的かつ公平な意見を表明する機関として、経営審査委員会を設置する。	県は、本事業等の実施に関し、以下に定める事項について中立的かつ公平な意見を表明する機関として、宮城県上地下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）経営審査委員会を設置する。
12	実施契約書（案）	54	別紙1(6)	「運営権者」とは、株式会社みずむすびマネジメントみやぎをいう。	「運営権者」とは、【 】をいう。
13	実施契約書（案）	55	別紙1(30)	「基本協定書」とは、県と優先交渉権者構成員との間で令和3年4月13日に締結された宮城県上地下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）基本協定書をいう。	「基本協定書」とは、県と優先交渉権者構成員との間で令和●年●月●日に締結された宮城県上地下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）基本協定書をいう。
14	実施契約書（案）	55	別紙1(37)	「経営審査委員会」とは、本事業等の実施に関し、運営権者によるモニタリング結果及び県によるモニタリング結果等について中立的かつ公平な意見を表明する県の附属機関として設置された、宮城県企業局経営審査委員会をいう。	「経営審査委員会」とは、本事業等の実施に関し、運営権者によるモニタリング結果及び県によるモニタリング結果等について中立的かつ公平な意見を表明する県の附属機関として設置された、宮城県上地下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）経営審査委員会をいう。
15	実施契約書（案）	58	別紙1(81)	「提案書類」とは、優先交渉権者が令和3年1月13日付で提出した審査に係る書類及び本事業等の実施に係るその他の書類一式（審査書類についての確認事項回答文書、その他書類一式に関して県が優先交渉権者に対して確認した事項に対する優先交渉権者の回答（書面による回答（県に提出された書類を含む。）及び口頭による回答を含む。）を含む。）をいう。	「提案書類」とは、優先交渉権者が令和●年●月●日付で提出した審査に係る書類及び本事業等の実施に係るその他の書類一式（審査書類についての確認事項回答文書、その他書類一式に関して県が優先交渉権者に対して確認した事項に対する優先交渉権者の回答（書面による回答（県に提出された書類を含む。）及び口頭による回答を含む。）を含む。）をいう。
16	実施契約書（案）	60	別紙1(110)	「本事業開始予定日」とは、県がPFI法第21条第1項の規定により指定する義務事業の開始予定日である令和4年4月1日又は本契約の定めに従って延期された日をいう。	「本事業開始予定日」とは、県がPFI法第21条第1項の規定により指定する義務事業の開始予定日である令和●年●月●日又は本契約の定めに従って延期された日をいう。
17	実施契約書（案）	61	別紙1(119)	「優先交渉権者」とは、県が運営権者を設立する者を選ぶために実施する運営権者選定手続で選定されたメタウォーターグループをいう	「優先交渉権者」とは、県が運営権者を設立する者を選ぶために実施する運営権者選定手続で選定された【 】をいう。
18	実施契約書（案）	61	別紙1(120)	「優先交渉権者構成員」とは、優先交渉権者を構成する法人であるメタウォーター株式会社、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社、オリックス株式会社、株式会社日立製作所、株式会社日水コン、メタウォーターサービス株式会社、東急建設株式会社、株式会社復建技術コンサルタント、産電工業株式会社及び株式会社橋本店をいう。	「優先交渉権者構成員」とは、優先交渉権者を構成する法人である【 】, 【 】及び【 】をいう。
19	実施契約書（案）	62	別紙2第1項	9個別事業における運営権設定対象施設及び運営権設定対象施設に係る運営権の単位は次に掲げるとおり。なお、各運営権設定対象施設に付された運営権の存続期間の満了日はいずれも令和24年3月31日であり、各運営権設定対象施設の立地等の詳細については募集要項及び開示資料に示す。	9個別事業における運営権設定対象施設及び運営権設定対象施設に係る運営権の単位は次に掲げるとおり。なお、各運営権設定対象施設に付された運営権の存続期間の満了日はいずれも令和●年●月●日であり、各運営権設定対象施設の立地等の詳細については募集要項及び開示資料に示す。

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新	旧																																																																																
				令和3年12月6日締結版	令和2年12月24日改訂版																																																																																
20	実施契約書（案）	65	別紙3第2項	<p>運営権者収受額及び月次運営権者収受額は、9個別事業ごとに、以下に定める金額（いずれも消費税及び地方消費税別）とする（なお、以下の月次運営権者収受額の内額は、便宜上1円未満の端数を切り捨てた金額を記載しているが、別紙10-2、別紙10-3及び別紙10-4において用いる月次運営権者収受額の内額は、端数を切り捨てない金額とする。以下本別紙において同じ。）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>運営権設定対象施設</th> <th>運営権者収受額</th> <th>月次運営権者収受額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>大崎広域水道用水供給事業における、 別紙2第1項(1)記載の施設</td> <td>金26,892,487,595円</td> <td>金112,052,031円</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>仙南・仙塩広域水道用水供給事業における、 別紙2第1項(2)記載の施設</td> <td>金28,624,988,453円</td> <td>金119,270,785円</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>仙塩工業用水道事業における、 別紙2第1項(3)記載の施設</td> <td>金4,746,937,392円</td> <td>金19,778,905円</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>仙台圏工業用水道事業における、 別紙2第1項(4)記載の施設</td> <td>金2,605,668,666円</td> <td>金10,856,952円</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>仙台北部工業用水道事業における、 別紙2第1項(5)記載の施設</td> <td>金1,029,333,707円</td> <td>金4,288,890円</td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>仙塩流域下水道事業における、 別紙2第1項(6)記載の施設</td> <td>金25,998,300,354円</td> <td>金108,326,251円</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>阿武隈川下流流域下水道事業における、 別紙2第1項(7)記載の施設</td> <td>金25,180,622,350円</td> <td>金104,919,259円</td> </tr> <tr> <td>(8)</td> <td>鳴瀬川流域下水道事業における、 別紙2第1項(8)記載の施設</td> <td>金3,385,855,728円</td> <td>金14,107,732円</td> </tr> <tr> <td>(9)</td> <td>吉田川流域下水道事業における、 別紙2第1項(9)記載の施設</td> <td>金9,127,243,639円</td> <td>金38,030,181円</td> </tr> </tbody> </table>		運営権設定対象施設	運営権者収受額	月次運営権者収受額	(1)	大崎広域水道用水供給事業における、 別紙2第1項(1)記載の施設	金26,892,487,595円	金112,052,031円	(2)	仙南・仙塩広域水道用水供給事業における、 別紙2第1項(2)記載の施設	金28,624,988,453円	金119,270,785円	(3)	仙塩工業用水道事業における、 別紙2第1項(3)記載の施設	金4,746,937,392円	金19,778,905円	(4)	仙台圏工業用水道事業における、 別紙2第1項(4)記載の施設	金2,605,668,666円	金10,856,952円	(5)	仙台北部工業用水道事業における、 別紙2第1項(5)記載の施設	金1,029,333,707円	金4,288,890円	(6)	仙塩流域下水道事業における、 別紙2第1項(6)記載の施設	金25,998,300,354円	金108,326,251円	(7)	阿武隈川下流流域下水道事業における、 別紙2第1項(7)記載の施設	金25,180,622,350円	金104,919,259円	(8)	鳴瀬川流域下水道事業における、 別紙2第1項(8)記載の施設	金3,385,855,728円	金14,107,732円	(9)	吉田川流域下水道事業における、 別紙2第1項(9)記載の施設	金9,127,243,639円	金38,030,181円	<p>運営権者収受額及び月次運営権者収受額は、9個別事業ごとに、以下に定める金額（いずれも消費税及び地方消費税別）とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>運営権設定対象施設</th> <th>運営権者収受額</th> <th>月次運営権者収受額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>大崎広域水道用水供給事業における、 別紙2第1項(1)記載の施設</td> <td>金●円</td> <td>金●円</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>仙南・仙塩広域水道用水供給事業における、 別紙2第1項(2)記載の施設</td> <td>金●円</td> <td>金●円</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>仙塩工業用水道事業における、 別紙2第1項(3)記載の施設</td> <td>金●円</td> <td>金●円</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>仙台圏工業用水道事業における、 別紙2第1項(4)記載の施設</td> <td>金●円</td> <td>金●円</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>仙台北部工業用水道事業における、 別紙2第1項(5)記載の施設</td> <td>金●円</td> <td>金●円</td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>仙塩流域下水道事業における、 別紙2第1項(6)記載の施設</td> <td>金●円</td> <td>金●円</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>阿武隈川下流流域下水道事業における、 別紙2第1項(7)記載の施設</td> <td>金●円</td> <td>金●円</td> </tr> <tr> <td>(8)</td> <td>鳴瀬川流域下水道事業における、 別紙2第1項(8)記載の施設</td> <td>金●円</td> <td>金●円</td> </tr> <tr> <td>(9)</td> <td>吉田川流域下水道事業における、 別紙2第1項(9)記載の施設</td> <td>金●円</td> <td>金●円</td> </tr> </tbody> </table>		運営権設定対象施設	運営権者収受額	月次運営権者収受額	(1)	大崎広域水道用水供給事業における、 別紙2第1項(1)記載の施設	金●円	金●円	(2)	仙南・仙塩広域水道用水供給事業における、 別紙2第1項(2)記載の施設	金●円	金●円	(3)	仙塩工業用水道事業における、 別紙2第1項(3)記載の施設	金●円	金●円	(4)	仙台圏工業用水道事業における、 別紙2第1項(4)記載の施設	金●円	金●円	(5)	仙台北部工業用水道事業における、 別紙2第1項(5)記載の施設	金●円	金●円	(6)	仙塩流域下水道事業における、 別紙2第1項(6)記載の施設	金●円	金●円	(7)	阿武隈川下流流域下水道事業における、 別紙2第1項(7)記載の施設	金●円	金●円	(8)	鳴瀬川流域下水道事業における、 別紙2第1項(8)記載の施設	金●円	金●円	(9)	吉田川流域下水道事業における、 別紙2第1項(9)記載の施設	金●円	金●円
					運営権設定対象施設	運営権者収受額	月次運営権者収受額																																																																														
(1)	大崎広域水道用水供給事業における、 別紙2第1項(1)記載の施設	金26,892,487,595円	金112,052,031円																																																																																		
(2)	仙南・仙塩広域水道用水供給事業における、 別紙2第1項(2)記載の施設	金28,624,988,453円	金119,270,785円																																																																																		
(3)	仙塩工業用水道事業における、 別紙2第1項(3)記載の施設	金4,746,937,392円	金19,778,905円																																																																																		
(4)	仙台圏工業用水道事業における、 別紙2第1項(4)記載の施設	金2,605,668,666円	金10,856,952円																																																																																		
(5)	仙台北部工業用水道事業における、 別紙2第1項(5)記載の施設	金1,029,333,707円	金4,288,890円																																																																																		
(6)	仙塩流域下水道事業における、 別紙2第1項(6)記載の施設	金25,998,300,354円	金108,326,251円																																																																																		
(7)	阿武隈川下流流域下水道事業における、 別紙2第1項(7)記載の施設	金25,180,622,350円	金104,919,259円																																																																																		
(8)	鳴瀬川流域下水道事業における、 別紙2第1項(8)記載の施設	金3,385,855,728円	金14,107,732円																																																																																		
(9)	吉田川流域下水道事業における、 別紙2第1項(9)記載の施設	金9,127,243,639円	金38,030,181円																																																																																		
	運営権設定対象施設	運営権者収受額	月次運営権者収受額																																																																																		
(1)	大崎広域水道用水供給事業における、 別紙2第1項(1)記載の施設	金●円	金●円																																																																																		
(2)	仙南・仙塩広域水道用水供給事業における、 別紙2第1項(2)記載の施設	金●円	金●円																																																																																		
(3)	仙塩工業用水道事業における、 別紙2第1項(3)記載の施設	金●円	金●円																																																																																		
(4)	仙台圏工業用水道事業における、 別紙2第1項(4)記載の施設	金●円	金●円																																																																																		
(5)	仙台北部工業用水道事業における、 別紙2第1項(5)記載の施設	金●円	金●円																																																																																		
(6)	仙塩流域下水道事業における、 別紙2第1項(6)記載の施設	金●円	金●円																																																																																		
(7)	阿武隈川下流流域下水道事業における、 別紙2第1項(7)記載の施設	金●円	金●円																																																																																		
(8)	鳴瀬川流域下水道事業における、 別紙2第1項(8)記載の施設	金●円	金●円																																																																																		
(9)	吉田川流域下水道事業における、 別紙2第1項(9)記載の施設	金●円	金●円																																																																																		

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和3年12月6日締結版	旧 令和2年12月24日改訂版
24	実施契約書（案）	74	別紙5-2	<p>所在地 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号</p> <p>譲渡人 名称 宮城県企業局</p> <p>代表者 宮城県公営企業管理者 櫻井 雅之 ㊟</p> <p>住所又は所在地 宮城県仙台市青葉区立町27番21号</p> <p>譲受人 商号又は名称 株式会社みずむすびマネジメントみやぎ</p> <p>代表者 代表取締役社長 酒井 雅史 ㊟</p>	<p>所在地</p> <p>譲渡人 名称</p> <p>代表者 ㊟</p> <p>住所又は所在地</p> <p>譲受人 商号又は名称</p> <p>代表者 ㊟</p>
25	実施契約書（案）	78	別紙7-1	貸付人宮城県企業局（以下「県」という。）と借受人株式会社みずむすびマネジメントみやぎ（以下「運営権者」という。）は、宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）（以下「本事業等」という。）の実施にあたって、令和●年●月●日付宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）第15条第1項の規定により、ここに県が保有する公有財産についての無償貸付契約（以下「本契約」という。）を締結する。	貸付人宮城県（以下「県」という。）と借受人【 】（以下「運営権者」という。）は、宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）（以下「本事業等」という。）の実施にあたって、令和●年●月●日付宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）第15条第1項の規定により、ここに県が保有する公有財産についての無償貸付契約（以下「本契約」という。）を締結する。
26	実施契約書（案）	82	別紙7-1	<p>所在地 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号</p> <p>貸付人 名称 宮城県企業局</p> <p>代表者 宮城県公営企業管理者 櫻井 雅之 ㊟</p> <p>所在地 宮城県仙台市青葉区立町27番21号</p> <p>借受人 商号又は名称 株式会社みずむすびマネジメントみやぎ</p> <p>代表者 代表取締役社長 酒井 雅史 ㊟</p>	<p>所在地</p> <p>貸付人 名称</p> <p>代表者 ㊟</p> <p>所在地</p> <p>借受人 商号又は名称</p> <p>代表者 ㊟</p>
27	実施契約書（案）	84	別紙7-2	貸付人宮城県企業局（以下「県」という。）と借受人株式会社みずむすびマネジメントみやぎ（以下「運営権者」という。）は、宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）（以下「本事業等」という。）の実施にあたって、令和●年●月●日付宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）第15条第1項の規定により、ここに県が保有する公有財産について無償貸付契約（以下「本契約」という。）を締結する。	貸付人宮城県（以下「県」という。）と借受人【 】（以下「運営権者」という。）は、宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）（以下「本事業等」という。）の実施にあたって、令和●年●月●日付宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）第15条第1項の規定により、ここに県が保有する公有財産について無償貸付契約（以下「本契約」という。）を締結する。

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和3年12月6日締結版	旧 令和2年12月24日改訂版
28	実施契約書（案）	88	別紙7-2	<p>所在地 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号</p> <p>貸付人 名称 宮城県企業局</p> <p>代表者 宮城県公営企業管理者 櫻井 雅之 ㊟</p> <p>所在地 宮城県仙台市青葉区立町27番21号</p> <p>借受人 商号又は名称 株式会社みずむすびマネジメントみやぎ</p> <p>代表者 代表取締役社長 酒井 雅史 ㊟</p>	<p>所在地</p> <p>貸付人 名称</p> <p>代表者 ㊟</p> <p>所在地</p> <p>借受人 商号又は名称</p> <p>代表者 ㊟</p>
29	実施契約書（案）	91	別紙8-2	株式会社みずむすびマネジメントみやぎ（以下「運営権者」という。）と借受人宮城県企業局（以下「県」という。）は、別紙1の貸付物件を無償で使用することを許諾するため、令和●年●月●日付宮城県上下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）第15条第3項の規定により、ここに民法第593条の規定に定める使用貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。	【 】（以下「運営権者」という。）と借受人宮城県（以下「県」という。）は、別紙1の貸付物件を無償で使用することを許諾するため、令和●年●月●日付宮城県上下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）第15条第3項の規定により、ここに民法第593条の規定に定める使用貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。
30	実施契約書（案）	95	別紙8-2	<p>所在地 宮城県仙台市青葉区立町27番21号</p> <p>貸付人 商号又は名称 株式会社みずむすびマネジメントみやぎ</p> <p>代表者 代表取締役社長 酒井 雅史 ㊟</p> <p>所在地 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号</p> <p>借受人 名称 宮城県企業局</p> <p>代表者 宮城県公営企業管理者 櫻井 雅之 ㊟</p>	<p>所在地</p> <p>貸付人 名称</p> <p>代表者 ㊟</p> <p>所在地</p> <p>借受人 商号又は名称</p> <p>代表者 ㊟</p>
31	実施契約書（案）	98	別紙9-1	宮城県企業局（以下「県」という。）と株式会社みずむすびマネジメントみやぎ（以下「運営権者」という。）とは、運営権設定対象施設（県と運営権者の間の令和●年●月●日付宮城県上下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）において定義された意味を有する。）の【仙塩／阿武隈川下流／鳴瀬川／吉田川】流域下水道事業における改築に係る業務に関し、次のとおり協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。本基本協定において用いられる用語は、本基本協定において別途定義される場合を除き、実施契約において定義された意味を有する。	宮城県（以下「県」という。）と【 】（以下「運営権者」という。）とは、運営権設定対象施設（県と運営権者の間の令和●年●月●日付宮城県上下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）において定義された意味を有する。）の【仙塩／阿武隈川下流／鳴瀬川／吉田川】流域下水道事業における改築に係る業務に関し、次のとおり協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。本基本協定において用いられる用語は、本基本協定において別途定義される場合を除き、実施契約において定義された意味を有する。

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和3年12月6日締結版	旧 令和2年12月24日改訂版
32	実施契約書（案）	99	別紙9-1	<p>所在地 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号</p> <p>県 名称 宮城県企業局</p> <p>代表者 宮城県公営企業管理者 櫻井 雅之 ㊟</p> <p>所在地 宮城県仙台市青葉区立町27番21号</p> <p>運営権者 商号又は名称 株式会社みずむすびマネジメントみやぎ</p> <p>代表者 代表取締役社長 酒井 雅史 ㊟</p>	<p>所在地</p> <p>県 名称</p> <p>代表者 ㊟</p> <p>所在地</p> <p>運営権者 商号又は名称</p> <p>代表者 ㊟</p>
33	実施契約書（案）	101	別紙9-2	宮城県企業局（以下「県」という。）と株式会社みずむすびマネジメントみやぎ（以下「運営権者」という。）とは、県と運営権者の間の令和●年●月●日付改築実施基本協定（以下「本基本協定」という。）に基づき、令和●年度における運営権設定対象施設（県と運営権者の間の令和●年●月●日付宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）において定義された意味を有する。）の【仙塩／阿武隈川下流／鳴瀬川／吉田川】流域下水道事業における改築に係る業務に関し、次のとおり協定（以下「本年度実施協定」という。）を締結する。	宮城県（以下「県」という。）と【 】（以下「運営権者」という。）とは、県と運営権者の間の令和●年●月●日付改築実施基本協定（以下「本基本協定」という。）に基づき、令和●年度における運営権設定対象施設（県と運営権者の間の令和●年●月●日付宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）において定義された意味を有する。）の【仙塩／阿武隈川下流／鳴瀬川／吉田川】流域下水道事業における改築に係る業務に関し、次のとおり協定（以下「本年度実施協定」という。）を締結する。
34	実施契約書（案）	103	別紙9-2	<p>所在地 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号</p> <p>県 名称 宮城県企業局</p> <p>代表者 宮城県公営企業管理者 櫻井 雅之 ㊟</p> <p>所在地 宮城県仙台市青葉区立町27番21号</p> <p>運営権者 商号又は名称 株式会社みずむすびマネジメントみやぎ</p> <p>代表者 代表取締役社長 酒井 雅史 ㊟</p>	<p>所在地</p> <p>県 名称</p> <p>代表者 ㊟</p> <p>所在地</p> <p>運営権者 商号又は名称</p> <p>代表者 ㊟</p>
35	実施契約書（案）	117	別紙11	上記業務委託について、株式会社みずむすびマネジメントみやぎを委託者とし、宮城県企業局を受託者として、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、委託者と受託者の間の令和●年●月●日付宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）において定義されている用語は、この契約において別段の定めがない限り、文脈上別意に解すべきものを除き、この契約においても同じ意味を有するものとする。	上記業務委託について、【 】を委託者とし、宮城県を受託者として、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、委託者と受託者の間の令和●年●月●日付宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）において定義されている用語は、この契約において別段の定めがない限り、文脈上別意に解すべきものを除き、この契約においても同じ意味を有するものとする。

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和3年12月6日締結版	旧 令和2年12月24日改訂版
36	実施契約書（案）	117	別紙11	<p>住所又は所在地 宮城県仙台市青葉区立町27番21号</p> <p>委託者 商号又は名称 株式会社みずすびマネジメントみやぎ</p> <p>代表者 代表取締役社長 酒井 雅史 ㊟</p> <p>所在地 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号</p> <p>受託者 名称 宮城県企業局</p> <p>代表者 宮城県公営企業管理者 櫻井 雅之 ㊟</p>	<p>住所又は所在地</p> <p>委託者 商号又は名称</p> <p>代表者 ㊟</p> <p>所在地</p> <p>受託者 名称</p> <p>代表者 ㊟</p>